

# 若葉保育園のしおり（重要事項説明書）

〈平成31年度入園版〉

## 1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 若葉福祉会
代表者氏名	理事長 吉 池 務
所在地	群馬県高崎市南町1-5
電話番号	027-322-0205

## 2 若葉保育園の概要

名称	若葉保育園
所在地	高崎市南町1-5
電話番号	027-322-0205
施設長氏名	園長 吉 池 務
開設年月日	昭和10年10月15日
利用定員	2号認定子ども（保育認定） 28人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：11人 1・2歳：21人
基本理念・方針	未来を担う子ども達を保育するうえで、家庭、地域との連携を図り、安心と信頼関係を築き地域に根差した保育園を目指します。 また、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもの育成に努めます。 子ども達が心身共に健康で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながらのびのびと活動できるように努めます。生きる力の基礎を身に付けると共に社会性や生活習慣を身に付ける保育をおこないます。

## 3 施設の概要

敷地面積	685.77㎡
建物	・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き2階建て 延べ床面積305.67㎡ ・プレハブ造 1階建て 延べ床面積35.14㎡ ・木造 1階建て 延べ床面積10.09㎡
主に使用する施設の 内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積66.96㎡ ・保育室3室 面積132.48㎡ ・2階事務室、教材室 面積 38.52㎡ ・園庭 面積304.48㎡ ・運動場 面積180㎡ ・その他 面積124.48㎡

設備の種類	冷暖房 有り
-------	--------

#### 4 保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7:00~18:00(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8:00~16:00(8時間)
提供する曜日	土曜日
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7:30~17:30(10時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8:00~16:00(8時間)
延長保育	保育時間終了後~20:15(別途追加料金あり)
休園日	年末年始(12月29日~1月3日)及び日曜・祝日

#### 5 職員体制(平成30年4月1日現在)

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主任保育士	1人
保育士	15人
短時間保育士	3人
看護師	1人
栄養士	1人
調理員	2人
嘱託医	2人
	人

#### 6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 内科検診 歯科検診 交通安全教室
5月	こどもの日の集い 美術鑑賞 親子遠足
6月	田植え プール開き 卒園児交流会 交通安全教室 よい歯の集い
7月	七夕祭の会
8月	夏祭り会・卒園児交流会
9月	福祉施設訪問 歯科指導 美術鑑賞 稲刈り
10月	運動会 内科検診 世界手洗いデー 総合防災訓練 ハロウィン 交通安全教室

11月	七五三祝いの会 高崎市合同茶会参加（園児代表） お米屋さん見学
12月	生活発表会 クリスマス会
1月	交通安全教室 お店屋さんごっこ
2月	節分〔豆まき〕
3月	ひな祭り お別れ会 卒園児を送る会 重要事項説明会 進級説明会 卒園児交流会 卒園式 修了式
毎月1回 お誕生日会、避難・消火訓練、身体測定	
毎月2回 お茶の稽古（パイナップル・メロン組）	
年36回 英語教室（ストロベリー2組以上）	
年10回程度 看護師による保健衛生指導 ・ 栄養士による食育指導	

## 7 給食について

給食の方針	<p>全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。一人一人の成長に合わせた栄養摂取量、子ども達のし好に合った献立作成を心がけております。</p> <p>また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることなどを育みます。</p>
昼食・おやつ	<p>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p> <p>HPでは、献立の他給食食材情報等もお知らせ致しております。</p> <p>おやつは、手作りおやつを週3回程度提供しています。</p>
アレルギー等への対応	<p>アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき本園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。</p> <p>アレルギー対応マニュアル等を作成し誤配膳を防止するほか、食事中に誤食が発生しない体制を整えています。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。</li> <li>・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。5月から10月は月2回</li> </ul>

## 8 保護者と保育園の連絡について

- （1）本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。
- （2）体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- （3）毎月1回、園だより、クラスだより、献立表、保健だよりを発行し、行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。必要に応じ臨時増刊号を発行します。
- （4）月2回程度、園でどのような活動が行われているか保育室前のドアに写真入りで活動を掲示します。HPでは、ライブ中継も見ることができます。（毎月パスワードは変更されます。

## 9 健康診断について

- (1) 年2回(4月、10月)、嘱託内科医が健康診断を実施、子ども達の健康管理をしています。途中入所のお子様は、入所月に必ず健康診断を実施しています。嘱託歯科医が入所月に歯科健診を実施します。結果について、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

嘱託内科医：医療法人 小児科 佐藤医院 佐藤英生  
高崎市柳川町4番地

嘱託歯科医：吉田歯科医院 吉田潤一郎  
高崎市下和田町1-3-6

- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

## 10 利用していただく上で留意していただくこと (看護師より別途説明)

- (1) 登園は9時30分までをお願いします。9時40分より体操活動が始まります。
- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、7時から9時30分までに電話でご連絡ください。
- (3) 原則として、標準時間認定を受けた方は18時00分までのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず16時00分までに電話連絡をお願いします。短時間認定を受けた方は16時00分までのお迎えをお願いします。遅れる時には、必ず14時00分までに電話連絡をお願いします。
- (4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- (5) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。
- (6) 発熱時の対応について 38℃以上の発熱があった場合、最低1日はご家庭での経過観察をお願い致します。これは厚生労働省が2009年8月に発表した「保育園における感染症対策ガイドライン」の基準に基づいたもので、「お子様の健康管理と保育の受け入れについて」にも掲載されていますので、ご協力お願いいたします。また、37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (7) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし与薬します。その場合、与薬依頼書の提出が必要になります。
- (8) 健康管理につきましては、  
当園保健担当よりお子様の健康管理と保育の受け入れについて説明を受けた後、承諾書(同意

書)の提出をお願いいたします。

#### 1 1 登園・降園について ※別紙1参照

交通ルールを守りましょう。チャイルドシートは必ず着用してください。また、門を出る時はお子様の手を引いて、道路に飛び出さないように注意してください。門は必ず閉めてください。

登降園の際は、近所の方にご迷惑がかかりますので、速やかにお願いいたします。  
前からつめて停車していただきますようご協力ください。

時間のかかるお話等につきましては、車を近隣の駐車場に止めてからお越しください。

#### 1 2 賠償責任保険、普通傷害保険の加入

- ・施設・施設業務 1事故につき15億円 (AIG損保)
- ・生産物(給食) 1事故につき15億円 (AIG損保)
- ・死亡後遺症 1名100万 入院日額1500円 通院日額1000円 (AIG)
- ・群馬県保育協議会 群馬県保育園児死亡共済金支給制度加入  
1事故800万 園児1人400万

#### 1 3 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 1 4 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成27年届出済
避難消火訓練計画	毎年年度始めに提出。毎月の訓練前に消防署に詳細を連絡。
防火管理者	園長 吉池務 (資格:甲種防火管理者)
避難消火訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
防犯訓練	年2回以上。 年1回以上は高崎警察署に依頼し訓練を行う。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	セコム防犯・火災監視・非常通報サービス契約。 防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	高崎市立南小学校 高崎市役所

#### <気象警報発令時の対応について>

これから起こりうる様々な状況を想定し園児、保護者の健康と安全を守る為市や県、関係機関の動向を見ながらインターネット、テレビなどにより情報の収集に努め、適切な対応を行っていきます。また、緊急及び非常時の対応にはモバイルメール等によりお知らせ致します。

## 15 虐待の防止のための措置について

利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

※虐待等の行為とは、高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年12月22日高崎市条例第37号)第25条に規定する行為を言います。また、保育・教育の提供中に、当園の職員又は教育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、高崎市、児童相談所等適切な機関に通告することとなっています。

## 16 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

ホームページからメールでの受け付けもしております。

- ・相談・苦情受付担当者 岩井貴子(職名:保育士)  
一場茉美(職名:保育士代理)
- ・相談・苦情解決責任者 吉池務(職名:園長)

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

- ・久保寿美江(連絡先:027-325-1426)
- ・今成延代(連絡先:027-325-1706)

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

## 17 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 18 保護者負担について

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ①毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額（園児が居住する市町村にお支払いいただきます）
- ②延長保育料 18時以降保育利用者 30分150円 1時間300円 ※利用者のみ
- ③外国語教育受講費用：（月額1200円ストロベリー2組以上受講希望者）  
その他 テキスト代 実費（メロン組以上）  
茶道稽古費用：（月額500円メロン・パイナップル組稽古参加者）

### ④実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・2号認定のお子さんの主食費：実費相当（例年600円程度です。）
- ・絵本代：実費（各クラスにより異なります。）
- ・体操服等：（体操服等につきましては代金引き換えでの販売となります。）  
（オレンジ組以上のクラス）
- ・親子遠足代：実費相当
- ・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

（1）上記①を除く費用は、集金袋で集金します。

（2）費用を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて、集金袋に領収印を押すことにより領収といたします。希望者には、領収書を発行します。

（3）休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた、上記①を除く費用は、日割り計算できるものにつきましては、できる限り日割り計算実費とします。

（4）上記のほか、持ち物につきましては各クラスにより、又個人により必要な物が異なります。